

(目 的)

第 1 条 この要綱は、再任用職員要綱（平成 22 制定）により任用される職員（以下「再任用職員」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第 2 条 再任用フルタイム勤務職員（地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職員をいう。以下同じ。）の勤務時間については、退職前の職員に準じる。

2 再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の勤務時間については、1 週間あたり常勤職員の勤務時間の 5 分の 2 から 5 分の 4 の範囲内とし、勤務日数、勤務時間及びその割振りは別に定めるものとする。

(休 日)

第 3 条 再任用フルタイム勤務職員の休日については、退職前の職員に準じる。

2 再任用短時間勤務職員の休日については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの 5 日間において、休日を設けることができる。

3 前 2 項の規定により難いときは、別に定めるものとする。

(年次休暇)

第 4 条 年次休暇については、任用時に付与するものとし、その期間については 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

2 年次休暇の繰り越しについては、定年等による退職日の翌日から起算して 1 ヶ月後までに再任用された場合には、退職以前の勤務と継続するものとして取扱うものとする。

3 年次休暇の更新時の繰り越しについては、付与日数を上限として繰り越すことができる。

(年次休暇の付与日数)

第 5 条 年次休暇の付与日数については、再任用フルタイム勤務職員には退職前の職員と同様に付与するものとし、再任用短時間勤務職員には 1 週間の勤務日数に応じて別表第 1 のとおり付与するものとする。ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 39 条の規定により、週 30 時間以上勤務する者のうち、前条第 2 項の規定に基づき、退職以前の勤務と継続すると認められる者については、1 週間の勤務日数に係わらず、20 日間の年次休暇を付与するものとする。

2 第 4 条及び前条に定めるもののほか、年次休暇の取扱いについては、職員の勤務に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 13 号）及び職員の勤務に関する条例施行規則（平成 11 年淀川左岸水防事務組合規則第 1 号）の定めるところによる。

(病気休暇)

第 6 条 再任用職員の病気休暇については、退職前の職員と同様の取扱いとする。ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(特別休暇)

第 7 条 再任用職員の特別休暇については、退職前の職員と同様の取扱いとする。ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(欠 勤)

第 8 条 再任用職員の欠勤（看護欠勤を除く）については、退職前の職員と同様の取扱いとする。ただし、任期の更新を行わない者については、任期の末日までを上限とする。

(職務専念義務の免除)

第 9 条 再任用職員の職務専念義務の免除については、退職前の職員と同様の取扱いとする。

(育児休業)

第 10 条 再任用職員の育児休業については、育児のための部分休業のみ付与する。

(実施細目)

第 11 条 この要綱の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

別表第1

週所定勤務日数 新たに 再任用職員と なった日の属する月	5日	4日	3日	2日	1日
4月	20日	16日	12日	8日	4日
5月	18日	15日	11日	7日	4日
6月	17日	13日	10日	7日	3日
7月	15日	12日	9日	6日	3日
8月	13日	11日	8日	5日	3日
9月	12日	9日	7日	5日	2日
10月	10日	8日	6日	4日	2日
11月	8日	7日	5日	3日	2日
12月	7日	5日	4日	3日	1日
1月	5日	4日	3日	2日	1日
2月	3日	3日	2日	1日	1日
3月	2日	1日	1日	1日	